

○道路維持作業用自動車の指定

(第 14 条の 2 第 2 号)

審査基準

平成 21 年 2 月 13 日作成

| | |
|----------|--|
| 法令名 | 道路交通法施行令 |
| 根拠条項 | 第 14 条の 2 第 2 号 |
| 処分の概要 | 道路維持作業用自動車の指定 |
| 原権者(委任先) | 岡山県公安委員会 |
| 法令の定め | 岡山県道路交通法施行細則第 5 条の 2(道路維持作業用自動車の指定) |
| 審査基準 | |
| 標準処理期間 | 10 日(行政庁の休日含まない。) |
| 申請先 | 当該車両の保管場所を管轄する警察署の交通課(交通第一課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課企画係 |
| 問い合わせ先 | 申請先となる警察署の交通課(交通第一課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課企画係 |
| 決裁区分等 | 交通部交通規制課長 |